裾をたくし上げたドレス『ジュルナル・デ・ダム・エ・デ・モード』より、プレート158	同右	同右	同右	同右
スコットランドシルクのベスト、ねずみ色の綿の厚手クレープのスカート『ジュルナル・デ・ダム・エ・デ・モード』より、プレート170	同右	同右	同右	同右
グウェン・ル・ガリエンヌ	同右	同右	同右	同右
パリ、モンパルナス近く	同右	同右	同右	同右
カフェ・デュ・ドーム、パリ、1925年	同右	同右	同右	同右
モンパルナスのキャバレーで歌うキキ	同右	同右	同右	同右
タチアナ・リャブシンスカ	同右	同右	同右	同右
ガートルード・スタイン	同右	同右	同右	同右
ボンジャン夫人	同右	同右	同右	同右
ドレスA	同右	同右	同右	同右
デザイン画A	同右	同右	同右	同右
デザイン画B	同右	同右	同右	同右
ツーピースのカクテルドレス	同右	同右	同右	同右
デザイン画C	同右	同右	同右	同右
デザイン画D	同右	同右	同右	同右
モデルと写真家、パリ	同右	同右	同右	同右
バルテ、パリ	同右	同右	同右	同右
カルダン	同右	同右	同右	同右
レスリー・キャロン	同右	同右	同右	同右
ブリジット・バルドー	同右	同右	同右	同右
ドレスB	同右	同右	同右	同右

○厚生労働省告示第二百二十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年五月二十二日から適用する。

平成三十年五月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信